

第1回米子市下水道事業運営審議会 会議録

○開催日時 令和7年5月16日（金） 午後1時30分から午後3時00分

○開催場所 米子市上下水道局 大会議室（3階）

○出席者

委員（敬称略・順不同）

深田 美香、鷺見 渉、河本 六美、木村 昭代、長田 朱里、先灘 達也、
徳岡 広昭（欠席者 生田 貴一、港 英明、青砥 美咲）

米子市上下水道局

下関上下水道事業管理者、石田 岳 副局長兼給排水課長、湯崎副局長兼総務課長、林
副局長兼営業課長、山崎副局長兼下水道整備課長、横木経営企画課長、見山下水道施
設課長、増田総務課出納担当課長補佐、富田営業課料金担当課長補佐、田中経営企画
課財務担当課長補佐

（事務局）白須総務課総務担当課長補佐、森井総務課係長

○日程

1 諮問 米子市下水道事業運営審議会条例第2条の規定に基づき、今後の本
市の公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に係る料金水準及び料金体系に
ついて

2 議題

(1) 下水道使用料の改定の経過について

(2) 下水道事業の概要について

ア 公営企業会計について

イ 令和7年度予算概要について

ウ 収支計画について

(3) 使用料算定手順について

(4) 今後のスケジュールについて

3 事務連絡

○公開又は非公開の別 公開

○傍聴者数（報道関係を除く） 0名

○会議資料の有無 有

○お問合せ先

米子市上下水道局 総務課総務担当 【電話】0859-32-6112

【前段】について

〔案件説明：白須総務課総務担当課長補佐〕

※「第1回米子市下水道事業運営審議会 資料 R7-1」にて説明

本年4月から米子市下水道事業の方が公営企業法の全部適用になったことにより、下水道事業運営審議会条例を改正。それに伴い、今後当審議会において諮問等については、市長から管理者が執り行うことに改めた。併せて委員の人数に関しては変更なし。

議題1 下水道使用料の改定の経過について

〔案件説明：増田総務課出納担当課長補佐〕

※「第1回米子市下水道事業運営審議会 資料 R7-3-1、R7-3」にて説明

○平成9年度の消費税率引き上げ改定の後は、平成18年度に公共下水道等使用料審議会を開催。前回の改定から約10年開いているのは、この間に平成12年の鳥取県西部地震の発生や、平成16年度末の市町村合併等により、使用料の改定が見送られたため。

○平成18年度の審議会の答申を踏まえ、平成19年度に旧米子市の農業集落排水施設利用料を除き、旧米子市と旧淀江町で異なっていた料金体系を統一。経営安定化のため、10年後の赤字解消を目標とした平均改定率15%の改定。

○平成21年度の審議会において、経営努力もあり、赤字解消が計画通りに進んでおり、料金水準も妥当な範囲内といえることから料金水準及び料金体系とも現行どおりとする答申を踏まえ、経営改善の状況や経済活動の動向を考慮して、平成24年度までは、料金水準、料金体系は現行どおりとした。

○平成24年度には旧米子市の農業集落排水施設使用料の料金体系も統一し、米子市内で全て料金体系が同一となった。

○平成24年度から平成25年度の審議会の答申を踏まえ、平成25年度に累積赤字の解消を目指し、平均改定率10%の改定。また、基本使用料を上水道に合わせ10 m³から8 m³とし、水量ランク区分を増やすことで単価間の格差を縮めた。

○平成26年及び令和元年に消費税率の引き上げに伴う改定。

○令和元年度の審議会の答申を踏まえ、令和3年度に単年度収支の黒字化を前提とした平均改定率を15%とする改定。

○令和5年度の審議会の答申を踏まえ、経営改善により令和6年度以外は純利益を計上する見込みであるため、令和8年度まで料金水準及び料金体系は現行どおりとした。

○料金水準及び料金体系については、資料 R7-3、1 ページの「2 使用料算定期間等」の中で、「令和9年度以降の使用料については適時適切にその時期を逸

することなく改定を検討すべきである。」としており、これに基づき、今年度諮問を行った。

議題 2 下水道事業の概要について

〔案件説明：田中経営企画課財務担当課長補佐〕

※「下水道事業の概要について 資料 R7-4、R7-5-1、R7-5-2、R7-5-3」にて説明

○米子市では公共下水道、農業集落排水の二つの下水道事業を行っている。青く着色しているところが、農業集落排水事業で下水道を整備した地区。12 地区があり、緑色の丸印が各地区の排水処理施設。平成 19 年度に整備が完了。青色以外の色で着色した部分が公共下水道事業で整備をする区域。整備完了は、令和 8 年度末の予定。公共下水道は市内 3 つに区分け。(外浜、内浜、淀江処理区) 赤い丸印が公共下水道の 3 つの処理場。(内浜処理場、皆生処理場、淀江浄化センター) 黄色の丸印は処理場に送るための中継ポンプ場で 8 カ所設置。

○下水道管が、汚水で詰まらずに流れるように勾配をつけて設置し、深くなりすぎるところや低地の家屋からの汚水を自然に流れるところまで汲み上げて送るためのポンプ設備をマンホールに備えたマンホールポンプ場を公共下水道に 49 ヶ所、農業集落排水 92 ヶ所設置。

下水道整備が進んでいない場所の生活排水対策として、合併処理浄化槽設置に補助を行い、水洗化の普及を図る。補助に関しては一般会計の事業。

○汚水処理人口普及率が、米子市は約 93%で、令和 8 年度末の普及率が 95%になるよう目標を定めている。

○下水道事業会計は、独立採算制。平成 30 年度から公営企業会計に移行。複式簿記により経営成績や財政状態を早期に把握可能。予算・資産を柔軟に、早く運用できるといった利点がある。将来にわたって持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報を把握するという効果を期待したもの。財務規程のみを平成 30 年 4 月 1 日から適用。事業運営の効率化や災害対応の強化、持続性の確保などを目的に、令和 7 年 4 月 1 日に上下水道事業の組織統合を行い、地方公営企業法の全部適用を行った。

○官庁会計は単式簿記で経営。公営企業会計は複式簿記を採用。経理認識は、官庁会計が現金主義に対し、公営企業会計は発生主義。資産に係る動きについては大きな差がある。

○官庁会計は収入、支出とそれぞれまとめて計上。公営企業会計は、収益的収支と資本的収支に分けて計上。公営企業会計の予算の仕組みは、3 条予算収益的収支が黒字で、4 条予算資本的収支の赤字を補填する仕組み。

○下水道事業に係る経費負担の原則は、汚水処理にかかる費用（私費）は下水

道使用料。雨水の処理にかかる費用（公費）は、一般会計からの繰入金。

○建設事業の財源について、事業費の2分の1が国庫補助金、5%程度は、受益者負担金、残りの部分が企業債。

○管理運営費のうち、汚水に係るものは、下水道使用料が主な財源、雨水に係るものは一般会計からの繰入金。

○資料 R7-5-3 は、令和 15 年までの収支計画。（令和 7 年 3 月に改定した下水道事業経営戦略から抜粋）当年度純利益は、毎年度純損失を計上していくことになる。令和 12 年度には繰越利益剰余金が枯渇する。

○令和 9 年度 15%、令和 12 年度に 7%の下水道使用料を改定した場合の予測データでは、令和 9 年度以降黒字化する計算。

議題 3 使用料算定手順について

〔案件説明：田中経営企画課財務担当課長補佐〕

※「使用料算定手順について 資料 R7-6」にて説明

○下水道法が、使用料は妥当なもの、適正な原価を超えないもの、定率定額で明確に定められ、特定の使用者に差別的取り扱いをするものではないことと定めている。地方公営企業の経営に伴う収入をもってその経費を払わなければならない。

○使用料算定の流れは、財政計画、使用料算定期間の設定、使用料対象経費の算定、収支過不足を確認し、使用料の改定率を見る。

○使用料体系の設定は、使用料対象経費の分解、使用者群の区分、使用者対象経費の配賦、使用料体系の設定という流れ。

○使用料体系の種類は、水道料金比例制、定額使用料制、従量使用料制の 3 つ基本体系があり、米子市は、定額使用料、従量使用料を併用した二部使用料制。水質区分に関連した区分として、米子市は、公衆浴場、温泉の排水については一般排水とは分けた使用料の設定をしている。（米子市の例：資料 R7-6 7 ページ～10 ページ）

議題 4 今後のスケジュールについて

〔案件説明：白須総務課総務担当課長補佐〕

※「今後のスケジュールについて 資料 R7-7」にて説明

○今年度は、公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に係る料金水準及び料金体系についての審議。次回以降、使用料の見直しシミュレーションなどを行っていく予定。

2 質疑応答

[議題 1]

質疑なし

[議題 2]

委員 資料 R7-5-3 の収支計画の数字が小さくわかりにくい。使用料改定ありのページについて再度説明して欲しい。

事務局 令和 8 年度まで今の使用料の体系でいくと、純損失の試算。
令和 9 年度に 15%増、令和 12 年度に 7%増の改定をした場合は黒字化する。

事務局 補足として、資料 R7-5-3 の 1 ページ目は、維持管理費などの表で収益的収支。2 ページ目は、建設改良費などの表で資本的収支。下水道事業の予算の概要で示した左側の円グラフの方が収支計画でいうところの 1 ページ目。右側の円グラフの方が収支計画でいうところの 2 ページ目ということになる。薄い茶色で色をつけているところの行が純利益又は純損失を示している。収支計画の 3 ページ目、4 ページ目は使用料改定した場合の表になる。

委員 令和 7 年度の予算の概要を見ると、令和 7 年度の予算ベースでは、収益的収支で純利益が約 1 億 4000 万円。一方で、資料 7-5-3 号、令和 7 年度の当年度純利益は、マイナス 4800 万円の赤字になる。大体 2 億円弱ぐらい予算と計画値で差が発生している理由は何か。加えて、前回令和 5 年度の計画と今回の令和 7 年度の計画でこういった部分が変わったのか。

事務局 予算と計画の差が発生している理由は、予算は税込みであることに対し、計画は税抜きであること。前回の答申との計画の違いについては、物価上昇と人口減少による使用料収入の減少が影響。

委員 工事の消費税が支出側にあれば、税込みで黒字のものが、税抜きで赤字になるということはないのでは。この支出の中に消費税は入ってないか。

事務局 収益的収支の方の消費税は、委託費など税込みで支出している。収入は税込で、下水道使用料をもらっている。

委員 収益的収支の 3 条予算は、営業外費用に消費税および地方消費税が計算される。税抜き経理になると営業外費用の消費税はなくなる。税込みと税抜きで損益が変わるものか。

事務局 国から毎年消費税の還付が数千万円あり、これが予算概要の円グラフでは、税込み表示のため収入が多く計上されている。収支計画の表の方では、税抜き表示のため赤字が出ている。

委員 資料R7-5-3の表の比較で、ここまでの3年間で見通しが逆転した根拠は何か。また、約2億円の差が出ている意味を示して欲しい。加えて、字の表記が読みにくい。

事務局 次回、改めて資料をお示しする。

委員 前回の答申で、令和13年までの見通しを持って、前回は料金値上げせずに現状維持となった。前回の見通しと今回の見通しで、この審議会の中で将来の料金をいくらに設定するのかを非常に大きく左右する。次回そのあたりの見通しをわかりやすくご説明いただきたい。

[議題3]

質疑なし

[議題4]

質疑なし

3 その他（事務連絡）

事務局 次回、第2回米子市下水道事業審議会は令和7年8月に予定する。